

一般社団法人八幡平市体育協会派遣費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、次条に掲げる大会に八幡平市の代表で出場する一般社団法人八幡平市体育協会（以下「本会」という。）の加盟団体会員に対する派遣費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする大会)

第2条 派遣費支給の対象とする大会は、都道府県教育委員会、都道府県体育協会、都道府県スポーツ団体、本会加盟団体の都道府県上部団体のいずれかが主催又は共催する県大会以上の大会とする。ただし、県大会及び自由参加ができる大会の支給は、加盟団体1大会までとし、他団体から派遣費等の支給を受ける場合は、その差額を支給するものとする。

2 前項に該当する大会であっても、次に掲げるものは対象としない。

(1) 実業団を対象とした大会

(2) 全国スポレク祭や福祉系大会等における種目。ただし、県予選会が行われるものはこの限りでない。

(派遣費の種類)

第3条 派遣費の種類は、交通費、宿泊費、日当、大会参加料等とし、次条から第7条のとおりとする。

(交通費)

第4条 交通費は、JR運賃等の公的交通機関運賃及び車賃とし、最も経済的な経路で算定するものとする。出発起点は、最寄りの八幡平市役所又は八幡平市役所各総合支所若しくは田山支所とし、複数の出発起点から出発となる場合は、それぞれの起点から決められた台数により算定するものとする。

2 JR運賃には、県外で開催される大会に出場する場合、特急料金若しくは急行料金を支給できる。

3 車賃は、乗用車（任意保険加入車輛に限る。）1台に4人乗車したものとし、1キロメートルにつき30円で算定するものとする。ただし、全路程を通して計算し、1キロメートル未満の端数は切り捨てるものとする。

4 高速道路利用料金は、出発起点からの路程片道50キロメートル以上を対象とする。

5 開会式会場と競技会場が異なる場合は、出発起点から遠方を終点として算定するものとする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、出発起点から片道100キロメートル以上の遠隔地で行われる場合に支給するものとし、その額は、大会要項等に定められた額とし、宿泊後に領収書を提出するものとする。大会要項等に宿泊費の額が定められていない場合は、当該年度の岩手県民体育大会の要項に定められている宿泊費の額を適用するものとする。

(日当)

第6条 日当の額は、一人当たり一日500円とする。

(大会参加料等)

第7条 大会参加料及びその他の経費は、大会要項で定められている額とする。

(参加人数)

第8条 大会参加人数は、大会要項で定められた人数以内とし、対象者は、監督及び選手とする。ただし、大会参加上必要な帯同審判員及び指導員等については認めるものとする。

(派遣費の申請)

第9条 派遣費の支給を受けようとする者は、派遣費支給申請書(様式第1号)に派遣費計算内訳書(様式第2号)及び必要な書類を添えて、大会申し込み後速やかに本会に提出しなければならない。

(派遣費の決定通知)

第10条 本会は、派遣費支給申請書の提出を受け派遣費の支給を決定したときは、派遣費支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(派遣費の請求)

第11条 派遣費の支給決定通知を受けた者は、大会終了後速やかに、派遣費請求書(様式第4号)に結果報告書(様式第7号)、派遣費精算内訳書(様式第2号)、参加者名簿(様式第8号)及び必要な書類を添えて、本会に提出しなければならない。

2 概算払いを受けようとする者は、概算払請求書(様式第5号)に派遣費計算内訳書(様式第2号)及び必要な書類を添えて、本会に提出しなければならない。

3 概算払いを受けた者は、大会終了後速やかに、概算払精算書(様式第6号)に結果報告書(様式第7号)、派遣費精算内訳書(様式第2号)、参加者名簿(様式第8号)及び必要な書類を添えて、派遣費の精算をしなければならない。

4 その他必要な事項は、別途協議することとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規程は一部改正のうえ、平成25年2月6日から施行する。
- 3 この規程は一部改正のうえ、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は一部改正のうえ、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規程は一部改正のうえ、令和5年4月1日から施行する。